

資料No.2	後期高齢支援システム標準化 検討会（第6回）
	令和5年12月22日

後期高齢支援システム標準化検討会 (第6回)

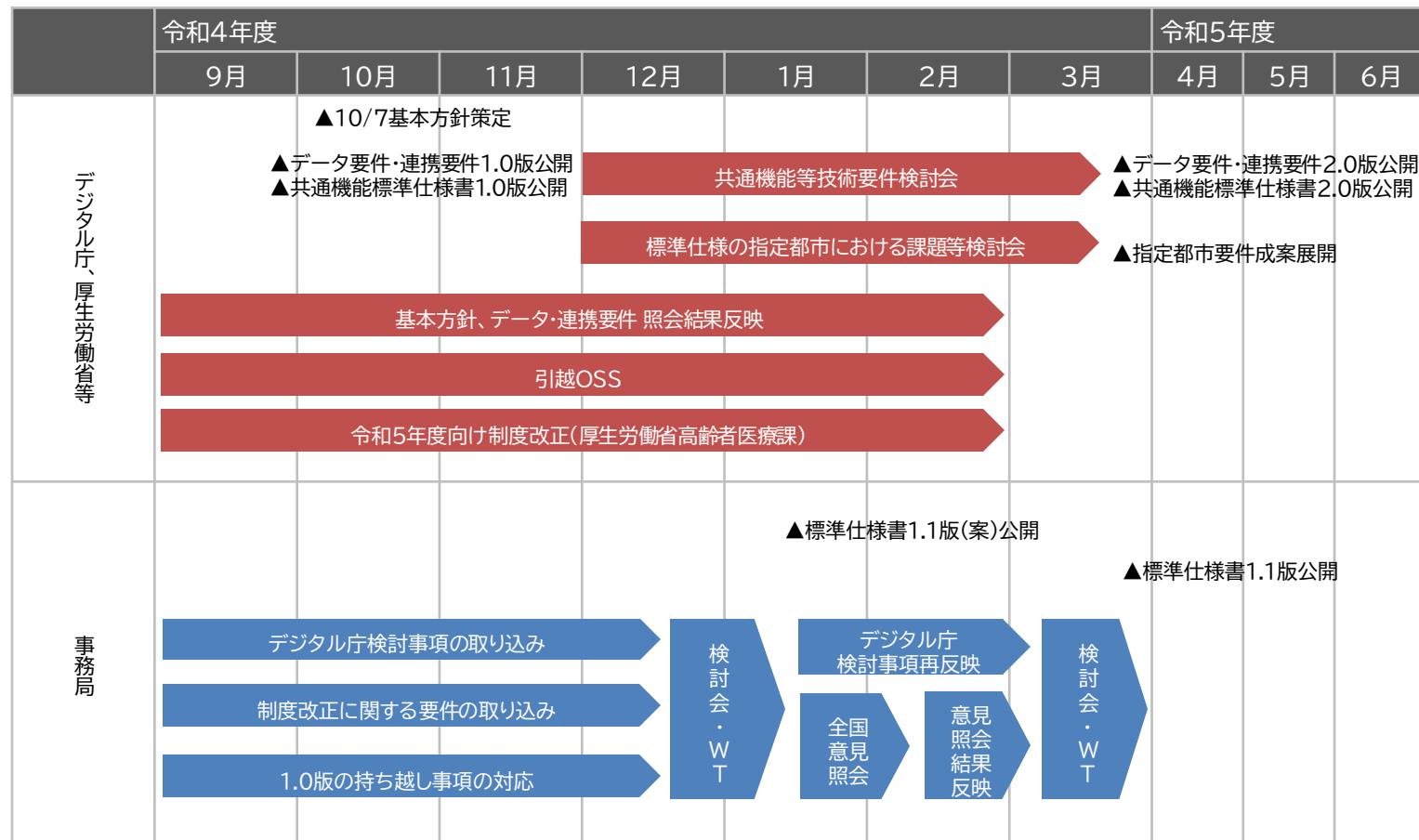
標準仕様書1.2版に向けた各種課題の対応について

令和5年12月22日

1. 標準化検討における昨年度実施事項について

1. 標準化検討における昨年度実施事項について

- 令和4年8月末に後期標準仕様書1.0版を公開した後、令和4年度においては、標準仕様書1.1版公開に向けて、デジタル庁整理事項・制度改正等の反映のほか、標準仕様書1.0版公開までの残課題の整理・反映を行った。



2. 当年度実施事項について

2. 当年度実施事項について

- 標準化の対応としては、デジタル庁より示された「地方公共団体情報システム標準化基本方針(改定案)について」(令和5年7月展開)のとおり、令和5年3月末時点で公表された標準仕様書に適合した標準 準拠システムに、令和7年度末までに移行することを目指すこととなる。

当年度については、大別して下記3つの観点での対応を行う。

※ なお、制度改正以外の要件で原則「実装必須」を追加することは行わない。

追加する場合においては原則、適合基準日が令和8年4月1日より後になることと考えている。

(1) デジタル庁検討事項の取り込み

- デジタル庁にて基本方針やデータ連携、連携要件等、各種見直しが行われている。
これを踏まえて必要となる事項について標準仕様書への反映を行う。

⇒後述【3章】に記載。

(2) 制度改正に関する要件の取り込みについて

- 来年度に向けて想定される制度改正内容を踏まえて標準仕様書への反映を行う。

⇒後述【4章】に記載。

(3) その他課題事項の対応

- 他業務で発生している見直しに伴う対応や関連システムとの関連で発生した課題・検討事項等について対応方針の決定、標準仕様書への反映を行う。

⇒後述【5章】に記載。

3. デジタル庁における検討事項と対応方針について

3. デジタル庁における検討事項と対応方針について

- デジタル庁から示された最新仕様書の反映、及びデジタル庁における検討事項について再検討が必要となる事項について対応を行う。対応方針と標準仕様書1.2版(案)への反映状況は以下のとおり。

#	対応事項	詳細	対応方針	標準仕様書1.2版(案)への反映状況
1	最新仕様書の反映	基本方針の見直しに伴う対応	令和5年9月に基本方針の改定案の内容を確認し、標準仕様書に反映すべき事項がないことを確認済み。	・標準仕様書反映対象外。
2		横並び調整方針の見直しに伴う対応	令和5年6月改定版の内容より、機能・帳票要件に以下の4点の変更を行う必要がある。 ①「機能ID(旧)」列の削除。(フォーマット統一のため) ②「改定種別」列の追加。 ③「適合基準日」欄の追加。(既存の機能は、令和8年4月1日で統一) ④「改定履歴」シートの追加。 【対応保留事項】 ・指定都市残要件の取り込みに伴う実装必須機能の取り扱い ・デジタル庁共通要件の適合基準日の取り扱い ・「標準オプション機能」の適合基準日の取り扱い	・対応保留事項を除く①～④は反映済 ・左記の対応保留事項については、デジタル庁における方針及び残要件の検討結果が示された後の令和6年2月頃に仕様書反映を行い、分科会・WTにて構成員に確認いただく予定。 ⇒後述【3.1】に記載
3		データ要件・連携要件との整合性確認	令和5年3月末に地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書(以下「データ要件・連携要件標準仕様書」という。)2.0版が公開された。また、2.1版が令和5年9月末に公開されている。 ここでの更新内容について1.0版からの差分の取り込みを行う必要がある。 【対応保留事項】 ・デジタル庁に確認依頼を実施し、回答結果を踏まえて取込内容を検討する。	・後期高齢単独で判断でき、反映が必要と判断したものは標準仕様書に取り込み済み。 ・左記の対応保留事項についてはベンダ分科会、市区町村WGでのご意見を踏まえ、反映するもの、デジタル庁回答を踏まえて反映するものなどがある。 最終的な修正結果は、令和6年2月頃に仕様書反映を行い、分科会・WTにて構成員に確認いただく予定。 ⇒後述【3.2】に記載

3. デジタル庁における検討事項と対応方針について

- デジタル庁から示された最新仕様書の反映、及びデジタル庁における検討事項について再検討が必要となる事項について対応を行う。対応方針と標準仕様書1.2版(案)への反映状況は以下のとおり。

#	対応事項	詳細	対応方針	標準仕様書1.2版(案)への反映状況
4	最新仕様書の反映	統合収滞納対応	<p>データ要件・連携要件標準仕様書において統合収納・統合滞納に関する要件について第2.0版が令和5年3月末に公開された。 ここで大量に連携要件が追加になっており、この追加された連携要件に対する対応方針を検討する必要が発生した。</p> <p>整理すべき事項が複数あるため本件に関する対応方針は後述【3. 3】に記載する。</p>	<p>・後期高齢単独で判断でき、反映が必要と判断したものは標準仕様書に取り込み済み。</p> <p>・残懸案事項については、ベンダ分科会、市区町村WGでのご意見を踏まえ、反映するもの、デジタル庁回答を踏まえて反映するものなどがある。 <u>最終的な修正結果は、令和6年2月頃に仕様書反映を行い、分科会・WTにて構成員に確認いただく予定。</u> ⇒後述【3.3】に記載</p>
5	デジタル庁検討事項の反映	指定都市残要件の取り込み	令和4年度にデジタル庁において実施した <u>指定都市要件の点検作業の結果、「再検討」となった意見</u> (後期は65件)について、再検討を行う方針とスケジュールが示された。デジタル庁が示すスケジュールに合わせて、対応を行う。	<p>・標準仕様書未反映。 ⇒対象要件の分類を行い、デジタル庁へ分類結果を提出済み。<u>指定都市の整理結果を受領後、令和6年2月に仕様書反映を行い、分科会・WTにて構成員に確認いただく予定。</u></p> <p>⇒後述【3. 4】に記載</p>

3.1 横並び調整方針の見直しに伴う対応

【機能・帳票要件 第1.1版】

機能・帳票要件【第1.1版】					
大項目	中項目	小項目	機能名	機能ID (新)	機能ID (旧)
1.共通	1.1システム共通	文字	0250001	1.1.1.	文字要件について、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずること。

①



②

【横並び調整方針で示された標準仕様書様式例】

大項目	中項目	小項目	機能名	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
00.共通	01.他システム連携	01.1情報取込	共通	新規追加	0x0008 zzzzz							【第2.0版】にて、指定都市要件(標準オプション機能)として成案		令和8年4月1日

【機能・帳票要件 第1.2版(案)】

機能・帳票要件【第1.2版】(案)													
大項目	中項目	小項目	機能名	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID								
1.共通	1.1システム共通	文字		0250001	文字要件について、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずること。								
1.共通	1.1システム共通	アクセスログ管理		0250002	住民登録システム標準仕様書で規定されている「アクセスログ管理」に記載の操作ログ、認証ログ、イベントログ、印刷ログ、設定変更ログ、エラーログを管理できること。(ただし、印刷ログ内の「印刷プリント(又は印刷端末名)」についてはダイレクトプリントを行わないシステムにおいては対応は不要)	実装必須機能	デジタル庁の横並び方針により、全業務要件を統一する。					未定	令和8年4月1日

③

④

対応方針

#	ポイント事項	対応方針
①	機能ID (旧)の削除	<p>【変更済】様式の統一感を図るため、機能ID(旧)列を削除した。 なお、機能IDが再採番された際の変更前のIDについてはデジタル庁から示された記載例に従い、「備考」列に以下のような記載を行うことで確認可能とする。</p> <p>(例)【第1.2版】機能ID 0250023から変更 → 変更前のID</p>

3.1 横並び調整方針の見直しに伴う対応

#	ポイント 事項	対応方針
②	指定都市 における 実装必須 列等につ いて	<p>中核市列:中核市のみで必須となるような要件は現時点、意見もないため追加していない。</p> <p>【対応保留事項】 指定都市列:現時点において後期高齢の標準仕様書においては指定都市要件は全て「標準オプション」としているため、列を設けていない。</p> <p>【対応方針】 令和4年度にデジタル庁が実施した指定都市要件の見直しでは、以下の基準で見直しがされていた。 ・実装必須機能とする場合は同要件を必要とする団体が11団体以上必要 ・標準オプション機能は同要件を必要とする団体が4団体以上必要</p> <p>後述の令和5年度における指定都市要件の見直しにおいて11団体以上が必要とする機能要件が発生した場合、指定都市固有要件のみに関して「指定都市列」を設けることを検討する。(指定都市固有ではない要件について指定都市では必須、一般市ではオプションのような差をつけることは行わない想定)</p>
③	改訂種別 の追加	【変更済】新規の機能要件なのか、変更なのか等を記載する改訂種別の追加を行った。
④	適合基準 日列の追 加	<p>【変更済】以下の変更については反映を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適合基準日列の追加 ・「実装必須機能」のうち、以下の機能要件については一律「令和8年4月1日」を記載。(※) <ul style="list-style-type: none"> ①標準仕様書1.1版で後期高齢で業務要件として規定している機能 ②標準仕様書1.1版でデジタル庁の共通要件に定められている機能のうち一般的に後期高齢支援システムで従前より実装されており、システムとしての実装要件が明確と事務局で判断した機能 <p>(※)デジタル庁方針に基づく。次ページ参考資料参照</p> <p>【対応保留事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁が定める共通要件の中でシステムに機能実装を行うにあたり、技術的要件がクリアになっているか、仕様が明確かなどの観点で懸念が残ると考える機能(例:文字要件への対応等) ・標準オプション機能における適合基準日の取り扱いについてデジタル庁方針において当該要件にも記載を求めるのかどうかの方針が不明瞭なため未記入。 ⇒上記2点についてはデジタル庁見解、今後の提示要件を踏まえて記入内容を検討する。(デジタル庁預かり)

3.1 横並び調整方針の見直しに伴う対応

参考資料：デジタル庁作成の「標準仕様書と適合確認に関する考え方（令和5年10月27日作成）」から抜粋

機能要件の標準への適合性の確認について

- 移行支援期間中の適合基準日の規定イメージを以下に示す。

機能IDの類型	適合基準日
原則	仕様書の改定日より1年後以降の日付 (※事務に係る根拠法令の施行日及び基準省令の施行日と一致することが基本となる。)
令和5年3月末時点で公表された標準仕様書 (令和5年度に初めて公表される場合は、当該公表された標準仕様書)に記載の機能ID	令和8年4月1日
移行支援期間中の標準仕様書の改定に係る機能ID	仕様書の改定日より1年後かつ令和8年度以降の日付
移行支援期間中の標準仕様書の改定に係る機能IDで 令和7年度までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるもの	令和8年4月1日

前ページの
判断根拠

今後、発生する制度改正で令和7年度までに実装する必要がある機能要件についても適合基準日は令和8年4月1日と記載する。

3.2 データ要件・連携要件との整合性確認

課題

後期高齢の標準仕様書1.2版の発出とあわせて以下の仕様書が公開された。

- ・データ要件・連携要件標準仕様書2.0（令和5年3月）←統合収滞納関連のインターフェース追加
- ・データ要件・連携要件標準仕様書2.1（令和5年9月）←更にインターフェース追加

これを踏まえて標準仕様書の機能・帳票要件等との整合性がとれているかを確認する必要がある。

事務局における対応

機能・帳票要件との整合性等を確認した結果、主に以下のような課題が見つかった。

<基本データリスト>

- ①後期高齢で業務的に必要と考えられる項目に「○」がついていないものがある。
(国保や介護ではついているが後期では「○」がついていない等)
⇒デジタル庁に不足項目について意見出しを実施。

<機能別連携仕様>

- ①統合収滞納関連のインターフェースがInputで23本、Outputで23本追加されている。
⇒後述【3.3】で記載。
- ②機能・帳票要件で必要としている連携要件が規定されていない(DV加害者情報)
⇒デジタル庁に連携要件に追記していただけるよう意見出しを実施。

3.2 データ要件・連携要件との整合性確認

事務局における対応(続)

<機能別連携仕様>

③連携要件において記載されている内容について③-1～③-3の課題がある。

③-1

具体的に該当する機能要件がないと思われるものが連携要件の「標準仕様書関連箇所」上、全て機能ID250342(旧機能ID:250006)に紐づけられている。(※)この結果、どのような機能要件とすべきかが不明瞭になっている。

(※)「府内データ連携機能の要件については、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」及び「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずること。

⇒具体的には以下A、Bの2点

A 税務システムに保険料の収納情報とは別に期割情報を連携することになっている。

期割情報を連携する想定がないことから該当する機能IDがなく、上記IDが採番されている。

<収納情報>

データ項目名	繰り返し
市区町村コード	
被保険者番号	
賦課年度	
相当年度	
徴収方法区分コード	
期別番号	
収納履歴連番	
最新フラグ	
宛名番号	
保険料	
納期限	
収納年月日	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

<期割情報>

データ項目名	繰り返し
市区町村コード	
被保険者番号	
賦課年度	
相当年度	
徴収方法区分コード	
期別番号	
履歴番号	
最新フラグ	
宛名番号	
納期限	
保険料期割額	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

3.2 データ要件・連携要件との整合性確認

事務局における対応(続)

<疑義事項>

- ・収納情報には「期別番号」「納期限」毎の項目があることから、そもそも年額の保険料を設定して年額の保険料情報、収納情報を渡す想定ではないと考えられる。
(ただし、繰り返し項目に記載がない。)
- ・インターフェースとして引き渡す項目は結果として期別の情報になるため設定する値が変わらない。



収納情報と期割情報で引き渡す条件データが【抽出条件の差異】のように異なることが考えられるが、税側の要件は以下の通りとなっている。

【抽出条件の差異】

- ・収納情報: 収納済みのデータのみを連携する(納期末到来分は連携しない)
- ・期割情報: 納期末到来分、未納分も含め全ての保険料の期割情報を連携する

【税側の要件】

後期高齢者医療保険情報から以下の情報を取り込みできること。なお、還付がある場合は還付後納付額を取り込むこと。

<後期高齢者医療保険情報>

- ・前年中の納付額(特別徴収分)
- ・前年中の納付額(普通徴収分)

対応方針(結論)

税側の目的は所得控除の金額を確認するために前年1月～12月の収納額が知りたいという要件のため、期割は連携不要としていただくようにデジタル庁に意見出しを行うこととする。

3.2 データ要件・連携要件との整合性確認

事務局における対応(続)

B 統合収滞納関連の連携要件が全て上記の機能IDになっている。

→整理については後述【3.3】で記載

③-2

記載されている機能IDについてより適切な機能IDが存在している。

→デジタル庁に対して意見出しを実施。

③-3

後期高齢支援システムの機能・帳票要件で想定していない連携要件が追加されている。

事務局にて以下の対応方針をまとめた。

機能別連携仕様		
#	連携ID /枝番	連携機能説明
1	010o007/00	①後期高齢支援システムが、②個人住民税システムに、③保険料賦課に係る所得・課税異動情報の申請に伴い納税義務者情報を、④照会する。

納税義務者情報の内容は右表のとおり。

対応方針(結論)

住登外課税の場合、対象者の住記所在地の所得情報では所得が把握できないため、この対象者には簡易申告書が出てしまうが、実際には別の市で課税所得があることになる。これらの対象者が把握できている場合、意図せず「未申告扱い」となることを防止できるため、「税務システムから納税義務者情報を取入、閲覧できること」を標準オプションとして追加することとする。(なお、介護・国保と同様に他団体課税者も把握し、その対象者の所得を把握する必要があるため、連携要件への項目追加をデジタル庁に依頼する。)

	023 介 護	024 國 保	025 後 期
データ項目名		連携先・連携方 向	
市区町村コード	0	0	0
課税年度	0	0	0
宛名番号	0	0	0
個人履歴番号	0	0	0
最新フラグ	0	0	0
指定都市_行政区等 コード			0
未申告区分	0	0	0
住民登録外課税区 分			0
住民登録外課税者 住民登録市区町村 コード			0
他団体課税対象者 区分	0	0	
他団体課税対象者 の課税先市区町村 コード	0	0	
削除フラグ	0	0	0
操作者ID	0	0	0
操作年月日	0	0	0
操作時刻	0	0	0

<連携要件から抜粋>

3.2 データ要件・連携要件との整合性確認

事務局における対応(続)

#	機能別連携仕様	
	連携ID /枝番	連携機能説明
2	010o009/00	①後期高齢支援システムが、②個人住民税システムに、③保険料賦課に係る所得・課税異動情報の申請に伴い個人住民税扶養情報を、④照会する。

連携される情報については左表のとおり、扶養者の宛名番号と被扶養者の宛名番号が関連付けられて把握可能となっている。

後期高齢者医療における被保険者の負担割合を判定する際に確認している年少扶養者の判断には活用できないが、ベンダ分科会において当該情報を活用し、広域連合に送付する所得の情報において未申告者を非課税者と判定する機能に利用しているとのコメントがあった。

広域標準システムの機能では一定年齢以下の対象者については、未申告ではなく非課税扱いとする機能があるものの広域連合により設定が変えられるものであることから、連携される情報を活用する用途はあるものと考えられる。

データ項目名	連携先・連携方 向	023 介護	024 国保	025 後期
市区町村コード		0	0	
課税年度		0	0	
被扶養者_宛名番号		0	0	
扶養者_宛名番号		0	0	
被扶養者履歴番号				
最新フラグ		0	0	
指定都市_行政区等 コード			0	
扶養関係区分				
専従区分				
障害区分				
扶養区分				
削除フラグ		0	0	
操作者ID		0	0	
操作年月日		0	0	
操作時刻		0	0	

<連携要件から抜粋>

対応方針(結論)

上記を踏まえ、以下の2要件を「標準オプション」として機能要件に追加することとした。

- 税務システムから連携される、個人住民税扶養情報を、受信できること。
受信した個人住民税扶養情報を基に、個人住民税扶養情報の登録を行えること。
登録された個人住民税扶養情報を照会・修正・削除できること。

税務システムから連携される個人住民税扶養情報を取り込んでいる場合に、被扶養者であることを把握できた対象者が未申告であれば、広域連合に所得・課税情報を送付する際に申告不要な対象者(非課税扱い)として送付することができる。

3.2 データ要件・連携要件との整合性確認

事務局における対応(続)

<機能別連携仕様>

④前版改定時に全体的に連携に関してRestAPI⇒ファイル連携に変更されたものについて機能要件上の記載が不適切。(これは、機能・帳票要件、機能別連携仕様両方に該当)

Outputについては、修正されているがInputに修正が必要な個所が存在している。

【具体例:住民記録の連携の場合(ファイル連携で規定)】

住民記録システムに住民情報異動等による資格異動に伴い、住記情報を照会できること。

↑ RestAPIで照会する表現

⇒以下のように表現を修正した。

#	業務	機能ID	修正内容
1	共通	0250008	住民記録システムに、支援措置対象者情報を、照会受信し、取込できること。
2		0250333	生活保護システムにから、後期高齢者医療制度の被保険者の適用除外に伴いを判定するために、生活保護受給者情報を、照会受信できること。 ※1「生活保護システムに照会から受信」は、共通基盤等への照会からの受信を含む。
3	資格	0250301	住民記録システムにから、住民情報異動等による資格異動に伴い、住記情報を、照会受信できること。 照会受信した住記異動情報(外国人を含む)等を基に、住民記録情報の登録を行えること。 ※3「住民記録システムへの照会から受信」は、共通基盤等への照会からの受信を含む。
4	賦課	0250336	税務システムにから、保険料賦課に係る所得・課税異動情報の申請に伴い、個人住民税情報を、照会受信できること。 照会受信した所得・課税異動情報を基に、所得・課税情報の登録を行えること。 ※3「税務システムに照会から受信」は、共通基盤等への照会からの受信を含む。
5	収納	0250191	保険料徴収に係る口座振替依頼結果情報を照会受信できること。

3.3 統合収滞納対応

課題

統合収滞納等に関して大幅に連携インターフェースなどの更新が行われたが、本件に対する機能・帳票要件等の対応を検討する必要がある。

事務局で考えた主な課題は以下の3点となる。

<課題1>

統合収納・統合滞納について後期高齢支援システムとしてどの組み合わせでの使用を前提としているかを示す必要があるか。

<課題2>

<課題1>を踏まえてどの運用でどの連携インターフェースを使用する想定なのかをお示しする必要があるか。

<課題3>

<課題1><課題2>を踏まえて現在の機能・帳票要件が該当する連携データに対してInput、OutPutそれぞれ受信、送信するための機能やその後の管理を行う機能として要件が充足しているかを確認し、不足していると考える場合には要件を追加（※）する必要があるか。

(※) なお、統合滞納・統合収納自体が標準オプションの位置付けのため、追加する機能は原則「標準オプション」での追加を想定。

3.3 統合収納対応

事務局における対応(課題1)統合収納・滞納の組み合わせ

統合収納・統合滞納機能を使用する場合、単純にパターン展開すると3パターンの運用が規定される。それぞれに対してそのパターンの必要性を事務局で検討した。

パターン	導入形態	要否	事務局見解
1	統合収納のみ導入	否	統合収納のみを単体で導入して、統合滞納を導入しない場合、都度、滞納管理のために収納情報を後期高齢支援システムに取り込む必要がある等、連携運用が煩雑になる。また、滞納を切り出さない場合に導入メリットがあまり見込まれないと想定される。(なお、国保の標準仕様書としてもこのパターンは想定していないとのこと)
2	統合滞納のみ導入	要	滞納業務のみを市区町村内で横断的に実施する運用ケースは従前からも存在している。(そのため、滞納管理に特化したシステムが外付けシステムとして存在している)そのため、本導入パターンについては有用であると考える。
3	統合収納、統合滞納を両方導入	要	収納、滞納は密接に関連した業務であることから両方を切り出して運用するケースは従前からも存在している。そのため、本導入パターンについては有用であると考える。

対応方針(結論)

用途や前提を規定しない場合市区町村とベンダの間に認識齟齬が発生する可能性があることや、明確なメリットや想定運用が存在しない場合、パターンを限定したほうがベンダの機能対応の負担を軽減できる。パターン1についてはベンダ分科会、市区町村WTにおいても必要という意見がなかったことも踏まえ、後期高齢の標準仕様書の機能・帳票要件としてはパターン2、3を前提として記載していることを標準仕様書(本紙)に記載した。

3.3 統合収滞納対応

事務局における対応(課題2)を利用するインターフェースについて

課題1を踏まえてパターン2、パターン3を前提とした場合に追加になったインターフェースについて、事務局にて利用想定を整理した。

対応方針(結論)

利用想定の整理については、ベンダ分科会、市区町村WTについて特に異論等がなかったことを踏まえ、
検討した内容で導入パターンごとの利用想定(機能・帳票要件における検討の前提)を標準仕様書(本紙)
に記載を行うこととした。

3.3 統合収滞納対応

事務局における対応(課題3)不足機能について

統合収滞納関連の機能について追記すべき機能を事務局案として整理した。
ベンダ分科会、市区町村WTでの議論を踏まえ、最終的な追加内容を決定した。

対応方針(結論)

(1) 統合収滞納関連の連携については、以下のように機能・帳票要件に追加した。

「4.保険料収納」 機能ID:0250451 保険料収滞納情報連携(標準オプション機能)
統合収滞納管理機能との連携に対応すること。

(2) 統合収滞納の連携インターフェースが提供されるが機能・帳票要件に取込、監理機能がなかった要件は以下の4インターフェース関連について機能・帳票要件に追加を行った。
(統合収滞納関連の追加箇所は判別しやすいように赤字ではなく緑字で追記)

- ・繰上徴収情報の取込機能（上記（1）に含むため機能としては個別には追記せず）
- ・承継納税義務者情報の取込、管理機能。取込後の送付先、口座などへの反映機能
- ・代理人情報の取込、管理機能。取込後の送付先、口座などへの反映機能
- ・督促停止情報、督促停止期別情報の管理機能。取込後の督促状抑止機能

なお、「充当明細」については統合収滞納が「充当用納付書」を出力する機能を保有しており、当該納付書で消込を行うことを前提としたことから、当該データによる消込は前提としないこととした。

3.4 指定都市残要件の取り込み

課題

令和4年度にデジタル庁において実施した**指定都市要件の点検作業の結果、「再検討」となった意見**(後期は65件)について、再検討を行う方針とスケジュールが示された。デジタル庁が示すスケジュールに合わせて、対応を行う必要がある。

事務局における対応

デジタル庁からは以下のいずれの対応方針とするかのヒアリングがあった。

- A 制度所管省庁で独自に見直し
 - B デジタル庁提案手順で見直し（※1）
 - C その他（既に検討済等の理由及び理由の詳細がわかる資料を提出し、再検討は行わない）
- （※1）見直し手順の内容については23ページの【参考資料】を参照

業務個別で調整すると統一感・横並びを意識した調整が取りづらくなる可能性を踏まえ、後期高齢としては「B」を採択することとした。

（次ページへ）

3.4 指定都市残要件の取り込み

事務局における対応(続き)

指定都市で要件を整理していただくために以下2点の対応を実施した。

1. 各制度共通の対応

- ・再検討となった65件の要素を整理し、デジタル庁から提示された以下の区分に再整理すると共にそれぞれの要件毎に見直ししていただきたい内容を記入した。

ア 制度上の理由など制度所管省庁において受入難いと判断した項目

- ・不採用の理由を具体的かつ明確に記載

イ 既に成案済・成案見込みの項目

- ・標準仕様書の規定箇所（機能ID等）又は標準仕様書反映時期を記載

ウ 代替項目・代替方法がある項目

- ・標準仕様書の規定箇所又は代替方法を記載

エ 機能要件不足等の項目

- ・不明瞭な点や要件が不足している内容にかかる疑義を記載

オ 上記以外の項目

- ・要件上不明瞭な個所がなければ各指定都市が必要とするかどうかで決定される。

2. 後期高齢個別の対応

- ・各指定都市の意見で最も多かった行政区以外の区毎の権限管理について議論を具体化するためかつ意見の発散を防ぐために、国民健康保険にて前年度検討された内容を踏まえ、後期としての整理を実施し、資料として提示した。

⇒政令市での協議が完了後、標準仕様書への反映要否を検討する。（持越し事項）

3.4 指定都市残要件の取り込み

参考資料

<デジタル庁提案手順の概要>

1. 各制度所管省庁にて「再検討」となった意見への見解を再精査
2. 各制度所管省庁からの指摘等を踏まえ、指定都市にて素案の精緻化を行う
 - ・新規案件は認めない（必要な場合は、制度所管省庁に別途意見すること）
 - ・標準仕様書の要件の考え方・理由（※）と同等の記載感で整理
 - ・機能要件では標準仕様書で既に使用している言葉（管理項目）を用いるなど認識齟齬を防ぐ
 - ・帳票要件では、レイアウトだけでなく諸元表（若しくはこれに類するもの）を提示すること
3. 精緻化した素案について、一定の同意を得た項目のみデジタル庁に提示
(※) 実装必須機能は11団体以上、標準オプション機能は4団体以上

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

- 制度改正が予定されている要件に関して対応を行う。対応方針と標準仕様書1.2版(案)への反映状況は以下のとおり。

#	業務	詳細	対応方針	標準仕様書1.2版(案)への反映状況
1	賦課	保険料の制度改正の反映対応	<p>標準システムがヘルプデスクサポートサイトに令和5年7月10日に掲載した「令和6年度に向けた賦課業務機能の改修について」にて公開された資料をもとに検討を行い、以下の帳票詳細要件に反映する。 なお、当該帳票については年度ごとに出力文言の変更が必要となるため、そのことがわかるように記載内容を検討し、記載する。</p> <p>【対象帳票】 後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書_A4版 後期高齢者医療保険料額変更決定通知書(特徴)_A3版 後期高齢者医療保険料額変更決定通知書(普徴)_A3版 後期高齢者医療保険料額変更決定通知書(併徴・変更通知)_A3版</p>	<p>・標準仕様書反映済み。 ⇒取り込み内容については、後述【4.1】に示す。</p>
2	資格	マイナンバーカードと保険証の一体化の要件反映	後期高齢支援システムとして必要となる機能を検討し、その実装可否を判断する。	<p>・標準仕様書未反映。 ⇒検討内容について、後述【4.2】に示す。</p>

4.1 保険料の制度改正の反映対応

課題

保険料制度改正に伴い、標準システムがヘルプデスクサポートサイトに令和5年7月10日に掲載した「令和6年度に向けた賦課業務機能の改修について」にて公開された資料より、年度ごとに印字内容を変更するための項目追加や出力内容の変更仕様が示されたため、標準仕様書としての帳票要件を検討する。

対応方針(結論)

対象帳票について、年度ごとに出力文言の変更が必要となるため、**帳票詳細要件の印字編集条件の記載を以下のとおり変更を行うこととする。(詳細は帳票詳細要件を参照)**

【対象帳票】

後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書_A4版

後期高齢者医療保険料額変更決定通知書（特徴）_A3版

後期高齢者医療保険料額変更決定通知書（普徴）_A3版

後期高齢者医療保険料額変更決定通知書（併徴・変更通知）_A3版

【帳票詳細要件：賦課01 様式② (A3) 「説明文（保険料の計算方法本文）」印字編集条件】

文言マスターで、印字有無が「有」となっている場合は、以下の例のように設定された文言を印字すること

なお、可変項目については広域標準システムにおける印字編集条件に準ることとし、以下の例のように年度によって出力する文言を設定できること

(印字例：令和5年度以前、令和7年度以降)

- * 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び4×X×後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき、2×2年×2月現在の後期高齢者医療制度の被保険者に対して賦課されたものです。

保険料の算出方法は以下のとおりです。

所得割額 = 賦課のものとなる所得金額 (※1) × 所得割率 (50000 × 100) } 確定年保険料
均等割額 = 700000円 } [2万円を限度とする]

なお、2×2年×4月以降に保険料の納付義務が発生又は消滅したときは月割りにて算定します。

※1 賦課のものとなる所得金額 = 2×2年中の所得 - 33万円

* 所得が低い方に対する軽減

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が以下のいずれかに該当する場合、均等割額から次の額が軽減されます。

33万円以下 ... 700000円
内、世帯内の被保険者全員が年金収入 80万円以下 (その他各種所得がない) 【※】 ... 700000円
33万円 + (2.2×XXXXXXXXXXXXXX) ... 700000円
33万円 + (2万円 × 被保険者数) 以下 ... 700000円
【※】については、平成2年度以降適用されます。

3.8XXXXXXXXXXXXXX ...

* 後期高齢者医療制度に加入する前日において被使用者の被扶養者であった方に対する軽減
該当する場合、所得者が課されず、均等割額から次の額が軽減されます。
ただし、所得が低い方に対する軽減も該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

(印字例：令和6年度)

* 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び中・令和6年4月1日現在の後期高齢者医療制度の被保険者に対して賦課されるものです。	確定年保険料
保険料の算出方法は以下のとおりです。	[200円 (生年月日が昭和24年3月31日以前の方等は73万円) を限度とする]
所得割額 = 賦課のものとなる所得金額 (※1) × 所得割率 (7.47 / 100)	21,131円
※1 年度末の4月1日以降に保険料の納付義務が発生又は消滅したときは月割りにて算定します。	翌年4月1日以降も同額が適用されます。
※2 賦課のものとなる所得額 = 令和5年の所得 - 基礎控除額 (45万円)	14,792円 (7割軽減)
※3 所得が低い方にに対する軽減	10,566円 (5割軽減)
※4 世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が以下のいずれかに該当する場合、均等割額から次の額が軽減されます。	4,227円 (2割軽減)
※5 33万円以下 ... 700000円 内、世帯内の被保険者全員が年金収入 80万円以下 (その他各種所得がない) 【※】 ... 700000円 33万円 + (2.2×XXXXXXXXXXXXXX) ... 700000円 33万円 + (2万円 × 被保険者数) 以下 ... 700000円 【※】については、平成2年度以降適用されます。	10,566円 (5割軽減)
※6 後期高齢者医療制度に加入する前日において被使用者の被扶養者であった方に対する軽減	ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

上記(印字例：令和6年度)の破線枠①～③は、(印字例：令和5年度以前、令和7年度以降)とは印字内容が異なる箇所を示す

破線枠①～③には以下の出力例のように設定された文言を印字すること

(出力例)

①-1行目：確定年保険料

①-2行目：[80 万円 (生年月日が昭和24年3月31日

①-3行目：以前の方等は73万円) を限度とする]

②：* 令和6年度における激変緩和措置(所得割率)

③：賦課のものとなる所得金額が58万円以下の方は、所得割率はXX.XX%が適用されます。

(右図に続く)

4.2 マイナンバーカードと保険証の一体化の要件反映

課題

令和6年度秋ごろからのマイナンバーカードと保険証の一体化に関して後期高齢支援システムにおいて対応が必要と想定される機能要件を検討し、標準仕様書上の取り扱いを検討する必要がある。

事務局における対応

方針を検討するためにデジタル大臣、総務大臣、厚生労働大臣で構成される「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」の第三回(令和5年8月8日)で提示された「最終とりまとめ(※)」から必要となる要件を検討した。

(※)最終的には高確法やその施行令、施行規則で定められることで確定となることから今後変更があることも見込まれるという前提

<主な要素(抜粋)>

- ①マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書により被保険者資格を確認することとする。
- ②資格確認書の記載事項は、必須記載事項と任意記載事項に区分し、任意記載事項(※)については、保険者の判断で記載事項を選択した上で、本人の希望に基づき記載事項として追加することができる項目とする。
(※)高額療養費の限度額情報や特定疾病の情報
- ③マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意の手続であることを踏まえ、利用登録の解除を希望する方については、資格確認書の申請を条件とした上で、任意に解除の手続を行うことができるようとする。
- ④健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者がご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時等に、氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名、負担割合等を記載した資格情報のお知らせを交付する。

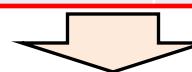
4.2 マイナンバーカードと保険証の一体化の要件反映

事務局における対応(続き)

①～④を踏まえると以下のような変更となることが考えられる。

(変更内容は議論をしやすくするために記載しており、あくまで一例であり確定内容ではない。)

区分	被保険者証	短期被保険者証	資格証明書	標準負担額減額認定証	限度額適用認定証	特定疾病療養受療証
対象者	短期証、資格証明書以外の被保険者全員	一定期間滞納している被保険者	滞納者の中でも悪質な滞納者	低所得者で窓口での負担を一定額にとどめたい対象者	高所得者で窓口での負担を一定額にとどめたい対象者	特定の病気にかかるについてその治療における窓口負担を一定額にとどめ対象者
有効期限	原則1年 (8月～翌7月)	概ね3カ月～6カ月 (保険者が定める)	制度として発行実績はないが基本1年	原則1年 (8月～翌7月)		有効期限なし
負担割合	1割、2割、3割のいずれか		一時的に窓口では10割		—	
発行方法	職権で交付				申請により交付	



区分	マイナ保険証	資格確認書(任意記載事項ありの場合) 資格証明書の対象者には「特別療養費適用」として発行	特定疾病療養受療証
対象者	マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができる被保険者	マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない、もしくは個別の事情により申請があつたもの	変更なし(資格確認書に記載するか選択式)
有効期限	—	保険者が事由に基づいて定める(原則1年)	変更なし
発行方法	—	原則申請により交付 ただし、当面の間、職権交付も可能	変更なし

※マイナ保険証を有しているものには「資格情報のお知らせ」を交付

4.2 マイナンバーカードと保険証の一体化の要件反映

事務局における対応(続き)

現在、標準仕様書では、被保険者証の再発行機能を「標準オプション機能」として設けている。

大項目	中項目	小項目	機能名	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
2.被保険者資格	2.2 被保険者証 再発行		被保険者証 再作成		0250113	「被保険者証」「短期被保険者証」を個別に再出力できること。 ※1 広域標準システムから連携される被保険者証発行情報を一切改変せずに出力すること。 被保険者証、短期被保険者証の帳票様式については広域標準システムで出力する様式に準ることとし、後期高齢支援システムの標準仕様書として規定は行わない。	標準オプション機能	被保険者証の再発行は、広域標準システムにも機能があるため、機能の二重開発となるが、広域標準システムの端末が設置されていない支所などで後期高齢支援システムから再発行を実施しているようなケースを踏まえ、要件を規定した。 「被保険者証」「短期被保険者証」は再発行を想定していることから、個別出力とした。

これを踏まえて、後期高齢支援システムにおける機能要件として、以下の3点が最低限考えられる。

- A:被保険者証の再発行機能に変わる要件として、資格確認書、資格情報のお知らせを再発行する機能
- B:①を発行するための情報を広域標準システムから「被保険者証情報」として取り込んでいるが、
資格確認書は任意記載事項も含めると被保険者証より記載項目が増えることから新たな資格確認書
や資格情報のお知らせを広域標準システムが発行したインターフェースデータを取り込む機能
- C:資格確認書に切り替わった被保険者には「被保険者証」を再発行しないような抑止機能

ただし、以下のような懸念も考えられる。

- ・広域連合から市区町村へのこの情報の連携頻度は日次ではない。そのため、以下のようなタイムラグが発生することが懸念される。
- ・前述の③の利用登録解除を申し出た場合、マイナ保険証保持者に対して、資格確認書を保険者が即時交付することが考えられる。ただし、その発行情報の連携頻度が日次ではない場合、市区町村で再交付を行いたくても行えないケースなどが発生する(資格確認書を発行した情報が連携されていないため)
- ・任意記載事項の有無についても本人の申請により変更となる可能性もある。この結果、広域連合からの任意記載事項の変更を行った証情報が連携される前に市区町村で再交付をすると広域で出力する場合とは異なる資格確認書が発行される可能性がある。

4.2 マイナンバーカードと保険証の一体化の要件反映

対応方針(結論)

- ・前述の懸念事項を踏まえると従前、後期高齢支援システムにおいて求められた要件よりも複数の機能要件の実装が必要となる可能性があること。(連携頻度の向上は広域連合の運用にも影響あり)
- ・基本的にはマイナ保険証でオンライン資格確認ができる対象者以外に資格確認書を発行するため資格確認書の再交付要求件数が被保険者証の時よりも減少傾向となる見込みであること。
- ・制度施行時点で発行されている各種証については券面記載事項が変更とならない限りは有効期限の限り(有効期限が1年より長い場合は最長1年)は使用することが認められていること

などを踏まえると

- ①制度施行時点で詳細な要件を詰めた機能実装は難しいと考えられること
- ②広域標準システムで再発行を行う方が確実性があること
- ③後期高齢支援システムに資格確認書の再発行機能がすぐに必要となる可能性が高くないと考えられること

から、制度施行時点において関連する機能を求めるることはしないとした。

(広域標準システムの機能を活用して再発行業務は実施)

(ベンダ分科会、市区町村WTにおいても反対意見はなし)

5. その他課題事項の対応

5. その他課題事項の対応

- 新たに発生した課題・検討事項について、対応を行う。対応方針と標準仕様書1.2版(案)への反映状況は以下のとおり。(資料2 別紙1「課題・検討事項一覧_後期高齢」参照)

#	業務	詳細	対応概要	標準仕様書1.2版(案)への反映状況
1	資格	障害者自立支援システムへの連携機能追加	障害者自立支援システムへのデータ連携について障害者自立支援への後期高齢の被保険者情報に関する連携機能を規定してほしいと依頼があった。 これを受けて追記要否を検討する。	・ <u>標準仕様書反映済み。</u> ⇒取り込み内容については、後述【5.1】に示す。
2		特定健診(健康診査)の標準仕様書作成を受けての反映要否検討	特定健診システムの標準仕様書が今回、規定されるがその規定内容に基づき標準仕様書の記載の見直し要否を検討する。 ⇒ただし、今年度同時期での見直しとなることから1.3版への持越しとすることも検討。	・ <u>標準仕様書未反映。(持越し事項)</u>
3	全体	機能ID細分化	同一機能要件で実装必須と標準オプションがある場合、機能IDを分ける必要があるとデジタル庁より回答があったため、機能IDを分割する。 ・機能・帳票要件:機能IDを分割。 ・業務フロー :分割に伴い機能IDを追記。	・ <u>標準仕様書反映済み。</u> ⇒取り込み内容については、後述【5.2】に示す。
4	本紙	業務フローの取り扱いについて	国保における問い合わせにより、業務フローの取り扱いの記載を修正することとなつたため、後期においても他業務と相違している本紙の記載について、修正を行う。	・ <u>標準仕様書反映済み。</u> ⇒取り込み内容については、後述【5.3】に示す。
5	収納滞納	市区町村問合せに対応した仕様書修正について	標準仕様書に対して市区町村から問い合わせをいただいた中で、規定している要件の内容に語弊が生じる部分について、仕様書を修正する。	・ <u>標準仕様書反映済み。</u> ⇒取り込み内容については、後述【5.4】に示す。

5.1 障害者自立支援システムへの連携機能追加

課題

- ①障害者自立支援システムへのデータ連携機能を追加する必要がある。
- ②障害者自立支援システムでは指定都市は「実装必須」一般市は「標準オプション」で取込機能が規定されている。

対応方針(結論)

①について

以下のように機能・帳票要件に追記を行うこととする。

機能ID:0250368 障害者福祉システム連携(標準オプション機能)

障害者福祉システムに、後期高齢者医療保険情報(異動情報を含む)を、提供できること。

※1 住民情報異動等による資格異動に伴い、後期高齢者被保険者情報を、提供できること。

※2 作成は一括でできること。

②について

基本的に「実装必須」と規定されるのは、業務上その機能がなければ運用が実施できない機能を規定するものとなる。一般市で「標準オプション」、指定都市で「実装必須」は単純な大規模向け機能としかならない。

また、後期高齢支援システムでは、被保険者情報としては以下の考えにより「標準オプション」機能としている。

- A 広域標準システムが出力する「被保険者情報」を原則、そのまま活用していただく。
(二重開発防止のため。現在でも介護保険システムにはそのまま渡している。)
- B Aで対応できないシステムがいる場合の「標準オプション」機能として特定のインターフェースとして標準オプション機能を設ける。

5.1 障害者自立支援システムへの連携機能追加

対応方針(結論)(続き)

上記を踏まえて障害者自立支援システムがこのインターフェースを指定都市で「実装必須」としたいのであれば既に実装必須で規定されている「広域標準システムの被保険者情報」を取り込んでいただければよい。

これを踏まえてデジタル庁の連携要件に「広域標準システムから提供される被保険者情報」を選択肢として追加していただくよう依頼することとする。

5.2 機能ID細分化

課題

同一機能要件で実装必須と標準オプションがある場合、機能IDを分ける必要があるとデジタル庁より回答があったため、機能IDを分割する必要がある。

対応方針(結論)

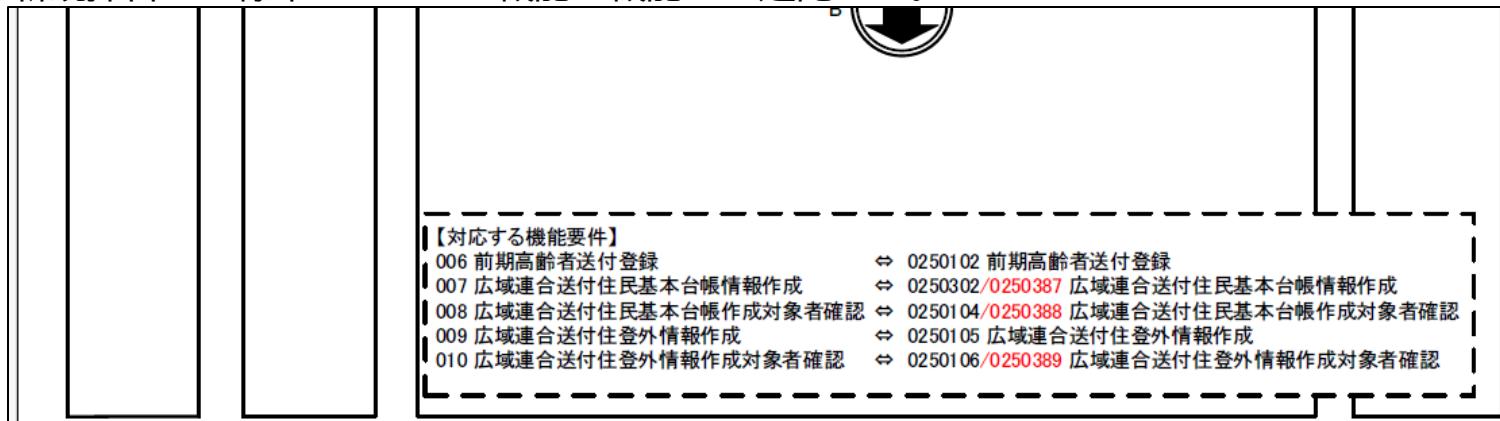
【機能・帳票要件の修正例】

1つ目の実装必須機能の機能IDは変更せず、標準オプション機能の機能IDを新規採番した。

中項目	改定種別 (直前の版から改定された項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分
2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		0250104	広域連合向けの住民基本台帳情報を一覧等で確認できること。	実装必須機能
2.1.住民情報異動等に伴う資格異動	分割	0250104 0250388	※1 連携対象者のうち、未登録外字対象者(●で送付した対象者)について把握ができること。	標準オプション機能

【業務フローの修正例】

新規採番した標準オプション機能の機能IDを追記した。



5.3 業務フローの取り扱いについて

課題

国保において、業務フローについては「実際の各地方自治体における業務フローを拘束するものではない」と規定しているにも関わらず、標準対象と示しているのは不整合である、とのご意見を受けて、他業務（介護、国民年金、健康管理等も「参考資料」に改訂されている）に合わせて「参考」の扱いと修正する方針とされた。後期においても同様の記載となっているため、見直すか検討する必要がある。

対応方針(結論)

- ①業務フローは標準オプションの機能等を使用した運用を記載していない場合もあり、全ての業務の流れは規定していない。これを踏まえ他業務同様に下表のように参考資料（△）と見直すこととする。
- ②参考資料になる場合、標準仕様書の別紙とはならないため、「（別紙1）業務フロー」として示していたものを「（参考資料）業務フロー」として示すこととする。

項目	対象※	理由・詳細
業務フロー	⊖△	業務の運用イメージを確認でき、地方自治体、ベンダへ共通理解を促すための標準的な運用モデルとして定義する。
(中略)		
機能要件	出力項目 帳票に印字する項目、総集仕様等	最も効率的な運用を検討し、標準化する帳票を定義する。帳票要件として定義している帳票は、統一指針がないものであっても、データ項目を揃える観点から標準を定義する。 帳票レイアウト共通理解を促すための標準的な様式として定義する。
	レイアウト 帳票の出力イメージ	<input type="radio"/>
	データ要件 データベースに格納する業務データの項目定義等	※○ 地方自治体の業務システム間や他の行政機関等との横断的なものであることから、デジタル庁の方針を受けて本事業の範囲で規定が必要と判断されるものについては機能要件として盛り込む。「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に規定されているデータ要件・連携要件の標準のとおりとする。
	連携要件 他業務システムとの連携インターフェースの項目定義等	※○
非機能要件	可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ、システム環境・エコロジー	令和2年9月に内閣官房IT室より提示された「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」に準じる方針とする。 「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」に準じる方針とする。 後期高齢支援システム独自に定義が必要な非機能要件がある場合のみ個別に定義する。

<凡例> ○：標準準拠対象、※：デジタル庁から公開される情報に準拠する、△：参考、×：対象外

なお、データ要件、連携要件、非機能要件についても他業務にあわせて上記のとおり記載を見直した。

5.4 市区町村問合せに対応した仕様書修正について

課題

標準仕様書に対して市区町村から問い合わせをいただいたものの中で修正が必要と判断したものについて修正を行う。（要件自体が追加となるものではない）

対応方針(結論)

以下の通り、仕様書を修正した。（修正内容の詳細については機能・帳票要件を参照。）

#	業務	対象 ドキュメント	修正理由	修正内容
1	共通	機能・帳票要件	振込元情報を給付科目単位に管理する要件を規定していたが、還付の場合のみ使用する情報であり科目ごとの管理は不要であるため、要件を修正した。	機能ID:0250462の機能要件から、「給付科目単位」の条件を削除し、管理項目「振込用給付科目コード」を削除。
2	収納 滞納		広域連合との連携を行うために「滞納データ」に対して収納があった場合、「滞納解消データ」の連携情報作成が必要というご意見をいただき、必要な機能であるため追加した。	「4.7.督促」および「5.2.催告・猶予措置」のそれぞれに、以下の「広域連合送付滞納者情報作成」機能および「広域連合送付滞納者確認」機能を追加。 機能ID:0250369、0250370、0250449、0250371、0250372、0250450
3			管理項目の項目名が、基本データリストと相違していたため、表記を統一した。	機能ID:0250202の管理項目の「支給決定日」を「還付決議年月日」に修正。
4	収納		管理項目の項目名が、帳票レイアウトの表記と相違していたため、表記を統一した。	機能ID:0250202の管理項目の「申請者」を「請求者」に修正。 （「収納04 後期高齢者医療保険料還付請求書」の請求者情報の欄にあわせて修正）
5	収納	帳票レイアウト	自治体の長につける敬称について「様」と「殿」のものがあり、不統一となっていたため国保とあわせて「殿」に統一した。	以下の帳票上の敬称を「様」から「殿」に修正。 ・収納04 後期高齢者医療保険料還付請求書 ・収納15後期高齢者医療保険料還付(充当)希望確認票兼還付請求書

6. 当年度のスケジュール

6. 当年度のスケジュール

- 令和6年3月の標準仕様書1.2版公開までのスケジュールについては、以下のとおり。

